

破砕業申請にあたっての添付書類具体例

1. 事業計画書・収支計算書（破砕業-1）

→許可添付書類-030

※場合により、事業計画書・収支計算書（破砕業-2（許可添付書類-040））の添付をお願いする場合があります。

2. 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が法第15条第1項の許可を受けた施設に係る部分を除く。）

→（1）図面関係

- ・付近の見取図（ゼンリン地図等）
- ・場内平面図（施設（保管場所含む）の配置図、排水経路図等）
- ・施設構造図面（フロー図、平面・立面・断面図、仕様書、カタログ等）
※油水分離装置に係る図面を含む。
- ・付帯設備図面等（仕様書、カタログ、写真等）
- ・環境保全対策のための設備図面等（悪臭、騒音、振動、粉塵対策等）

→（2）設計計算書関係

- ・処理能力計算書
- ・油水分離装置の容量及び、油水分離装置への雨水流入量の計算を示す書類

3. 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

→（3）所有権（使用権原）を証する書類

- ・事業場の土地の登記事項証明書、土地切り図、賃貸借契約書写し等
- ・施設（付帯設備含む）の売買契約書写し、リース契約書写し等
- ・設置年月日を証する書類（納品書、引き渡し書、検査済み証等）

4. 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

5. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

→住民票については本籍の記載があるもの。

6. 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人が

個人の場合：住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

法人の場合：定款（寄付行為）及び登記事項証明書、役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

→住民票については本籍の記載があるもの。

7. 申請者が法人である場合には、法第61条第1項第3号に規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

→住民票については本籍の記載があるもの。

8. 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書若しくは法人の登記事項証明書

→住民票については本籍の記載があるもの。

9. 申請者に政令第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

→住民票については本籍の記載があるもの。

→裏面につづく

○その他の書類

・破砕業に係る標準作業書

→原則として、申請書の「標準作業書の記載事項」の欄には「別紙のとおり」と記載し、標準作業書を添付すること。

・申請者が欠格要件に該当しない旨の確認書類

・ 上記5～9に該当する者について、その他の欠格条項に該当しない旨の誓約書
(許可添付書類-050)

○有効な先行許可証を提出する場合に、省略できる添付書類について

・先行許可に係る記載が「無」とされている、以下の許可証（許可の日から5年を経過しないもの）を提出することにより、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の省略を申し出ることができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・解体業許可証・破砕業許可証（変更許可証含む）・産業廃棄物収集運搬業許可証（変更許可証含む）・産業廃棄物処分業許可証（変更許可証含む） |
|--|

※特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可証は含まれません。